

日欧の個人データの円滑な流通に向けての進捗

～ 欧州委員会による日本に対する十分性認定に関する閣議決定 ～

平成 30 年 9 月 6 日
個人情報保護委員会

欧州委員会は、9月5日、日本に対する十分性認定手続を正式に開始することを閣議において決定しました。今後、EU加盟国のデータ保護監督機関からの意見聴取及び加盟国からの了承等、所要の手続が行われる予定です。

個人情報保護委員会と欧州委員会の間では、本年7月17日の委員会談において、早期に双方の手続を完了し、相互の円滑な個人データの移転を実現することで一致しています。

日本側の手続としては、EUが日本に対する十分性認定を最終的に決定する時期に合わせて、個人情報保護委員会が個人情報保護法第24条に基づき、EUを指定することとしています。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局総務課
木澤、西村

電話番号：03-6457-9609